

岡山県合同企業説明会 企画競争入札仕様書

- 1 件名
岡山県合同企業説明会
企画、運営、会場内外設営・撤去、看板作成業務
- 2 業務実施日時 平成30年3月14日（水）
尚、設営は3月14日（水）正午までに設営を終えること。
設営可能時間は午前7時より。撤去は午後9時までに終えること。
- 3 業務実施場所 岡山県総合グラウンド体育館メインアリーナ（ジップアリーナ）
岡山市北区いずみ町2-1-3
※当日会場はメインアリーナのみのため、共用部分の専有使用はできません。
- 4 主催 大学コンソーシアム岡山
岡山県中小企業団体中央会（共催）
- 5 事業趣旨 本事業は、岡山県より平成29年度「岡山県地方創生インターンシップ・県内就職等推進事業」における「大学生等人材還流事業」として当会が委託を受けて実施するものであり、当仕様書に基づき事業内容の一部について再委託を行うものです。
- 6 業務内容 岡山県合同企業説明会全般にかかる企画提案
＜合同企業説明会の業務概要＞
 - ① 県内での合同企業説明会の開催
当会及び大学コンソーシアム岡山と連携し、平成31年3月及び平成30年3月に大学等を卒業予定の学生や既卒者等を対象とした、県内企業への就職を推進するための合同企業説明会を県内で開催する。
 - ② 合同企業説明会の周知
当会及び大学コンソーシアム岡山と連携し、案内チラシの作成やホームページへの掲載等、参加対象者へ周知するための効果的な広報活動を実施する。
 - ③ 学生の参加促進
会場内で就職活動に役立つ内容のセミナーを開催するなど、魅力あるコンテンツを制作して集客力を高め、参加者の増加を図ること。
＜事業における仕様等＞
 - ①設営、撤去作業に係る提案（必須）
【必ず設置が必要な要件】
（全ブースに電源確保）
・学生受付ブース（机2、椅子4）

- ・企業受付ブース（机 2、椅子 4）
 - ・総合案内ブース（机 2、椅子 4）
 - ・企業ブース数 150 社分設営
（1 ブース当たり机 1、椅子企業側 2、学生側 5、企業側背面にパテーション設置は必須、企業名の看板を設置すること）
 - ・模擬面接ブース（机 1、講師側 2、学生側 5、パテーション設置で 3 方向を囲む）×2 ブース
 - ・証明写真撮影ブース（パテーションで 2 方向を囲む）
 - ・メイクアップコーナー（机 3、椅子 6、パテーションで 3 方向を囲む）
 - ・企業情報コーナー（机 6、後ろにパテーションを設置）
 - ・抽選ブース（机 1）※学生が一定数の企業訪問で抽選ができる
 - ・予約特典ブース（机 1）
※学生が前日までに合同企業説明会への参加を予約した学生に特典を配布。
 - ・各大学キャリアセンターブース 10 ブース（机 1、椅子 4）×10
 - ・就職相談コーナー 5 ブース（机 1、椅子 4）×6
 - ・必要なサイン看板（屋内の各ブース、屋外）
 - ・会場の養生（会場設営にあたっては必ず養生を行うこと）
 - ・音響等の設置
（会場全体にアナウンスできるよう音響設備を設置すること）
 - ・場外駐車場の警備（参加企業向け駐車場誘導）
 - ・設営から撤去までの全体スケジュールを提示すること。
- ※備品の必要数は、上記内容から割り出し提案、質問は随時受け付ける。

【任意提案項目】

- ・企画提案ブース及びイベントの提案（任意）
（貴社で学生向けのイベントブースなど提案ください）
 - ・1社でも学生が多く企業のブースを回る仕組みの提案
 - ・イベント全体を通じての提案（安全性確保も含む）
- ②受付業務に係る提案（任意）
- ・当日参加予定 1500 名の学生に対する当日受付業務の提案
 - ・WEB サイトによる事前登録体制の構築と運用
 - ・当日 150 社へ訪問した学生の把握及び管理
- ※当日は 1F2F の共有スペースは他行事のため専有して使うことはできません。
- ③広報に係る提案（任意）
- ・合同企業説明会に向けた効果的な PR の提案
 - ・集客数を最大限伸ばせるよう、広報媒体や PR 方法の提案
- ④合同企業説明会全体に係る運営（必須）

- ・ディレクターを設置し、合同企業説明会全体を総括できる体制
 - ・運営マニュアルなど進行をスムーズに行うための提案
- ⑤その他（任意）

合同企業説明会をより有意義にするための独自提案。

※注意）①～④について、①と④必須項目を含む企画提案（実施体制、会場レイアウト図面、実施スケジュールを含む）をお願いします。

②、③及び⑤は任意としますが総合評点に加点いたします。②、③及び⑤のみの入札は対象外とします。

<事業に係る条件等>

- ① 事業の遂行に当たり、十分な能力・資質を備えた人員及び実施体制を確保すること。
- ② 受託者は、事業の実施上取り扱う個人情報について、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理すること。
- ③ 事業の遂行に当たり、関係機関と十分に連携を図ること。
- ④ 事故等の発生に備え、必要な保険等に加入すること。
- ⑤ 本事業については、地方創生推進交付金を活用して実施することから、法令、国・県の会計・財務規程に従った書類の提供を依頼ことがある。
- ⑥ 受託者は、事業実施過程で仕様書の内容や委託費の執行について疑義が生じた場合は、速やかに当会に報告、協議を行い、その指示を受けなければならない。
- ⑦ これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。